

税 理 士 法 人 和
 社 会 保 険 労 務 士 法 人 和
 一 般 社 団 法 人 和

大阪 〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-1-9MG 大手前ビル 6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京 〒102-0075 東京都千代田区三番町 5 番地 40・6F

Tel 03-3239-5490 Fax 03-3239-5491

January, 2017

なごみ便り

www.101dog.co.jp

昨年は格別の御厚情を賜り、厚く御礼を申し上げます。

なごみグループ一同、皆様にご満足頂ける『どっかん!』と精一杯のサービスを心がけてまいりますので、
 本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

平成 29 年度税制改正大綱

平成 28 年 12 月 22 日に平成 29 年度税制改正大綱が閣議決定されました。主要な改正は次の通りです。

税制改正大綱とは・・・ 翌年度の税制改正法案（翌年度以降の増税・減税、新しい税の仕組みなど、税制の具体的内容を網羅したもの）を決定するのに先立って、与党や政府が発表する税制改正の原案になります。

分類	項目	概要
法人	研究開発税制の見直し	総額型の税額控除率（現行：中小法人 12%）を増額割合に応じた税額控除率（中小法人 12～17%）とする制度に改組。
	所得拡大促進税制の見直し	平均給与等支給額が前年度比 2%以上増加した場合の控除税額の拡充。 （現行：中小法人 10% 10%+前年度からの増加額×12%）
	コーポレートガバナンス改革・事業再編の環境整備	法人税の申告期限の特例、役員給与等の損金算入要件、組織再編税制等の見直し。
	中堅・中小企業の支援	中小企業投資促進税制の拡充（生産性向上設備等に係る即時償却等について、全ての器具備品・建物付属設備を対象に追加）
個人	配偶者及び配偶者特別控除の見直し	所得控除額 38 万円の対象となる配偶者の給与収入金額の上限を 150 万円（合計所得金額 85 万円）に引上げ。
	積立 NISA の創設	対象商品は累積投資に適した商品性を有する一定の投資信託・ETF に限る。（年間投資上限 40 万円、非課税期間 20 年で現行の NISA とは選択適用）
資産税	事業承継税制の見直し	災害等における雇用確保要件の緩和、相続時精算課税制度との併用を認める。
	国外財産に対する相続税等の納税義務の見直し	相続人又は被相続人が 10 年以内に住所を有する日本人の場合は、国内及び国外双方の財産を課税対象とする。
	居住用超高層建築物に係る課税の見直し	居住用超高層マンション等に係る固定資産税額の按分方法を最近の取引価格の傾向を踏まえたものに見直し。
	その他	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予・免除制度の延長、自社株評価の見直し、移行計画の認定を受けた医療法人の贈与税非課税措置。

平成 29 年度税制改正大綱ピックアップ

この中でも、現在、もっとも注目度が高いのは「配偶者及び配偶者特別控除の見直し」ではないでしょうか。では、これについて簡単に説明します。

表：配偶者控除及び配偶者特別控除の現行制度との比較表

	現行制度	改正後 平成 30 年より
配偶者の所得制限	103 万円 (141 万円)	150 万円 (201 万円)
本人の所得制限	1,000 万円	900 万円 最大 1,000 万円
所得控除額	38 万円 (0～38 万円)	0～38 万円 (0～38 万円)

()内は配偶者特別控除の数値。改正後は配偶者の所得に関わらず、本人の所得次第で所得控除は減少する。

税制改正大綱が発表される前に様々な憶測を呼んでいた大幅（抜本的）な改正は見られず、あくまでも金額の範囲の改正にとどまりました。しかし、金額は上限があがったと言えるものの、配偶者にはもう1つの壁である**社会保険の扶養者の所得上限「130万円」**が存在します。

表：各給与額による比較表

年収	103 万円の場合	130 万円の場合	150 万円の場合
社会保険料	0 円	0 円	21.2 万円 (22.4 万円)
源泉所得税	0 円	13,700 円	12,700 円
住民税	5,000 円	32,000 円	30,000 円
手取額	1,025,000 円	1,254,300 円	1,245,300 円 (1,233,300 円)

社会保険の等級は年収を 12 分割して判定。()内は介護保険適用者。

以上のように、150 万円に上限があがったとしても、社会保険の関係上、手取額としては増加しませんのでどの程度の効果があるのかは不明な部分があります。

また、今回の改正に合わせてではありませんが、**平成 28 年 10 月から社会保険の扶養範囲が、現在の 130 万円から 106 万円に下げられました。**(週 20 時間以上働く方などが対象)社会保険料の負担拡大は、より一層勤労意欲を減少させるかもしれません(ただし、これは 501 人以上の従業員がいる企業のみですので、現在、中小企業にお勤めの方は関係ありません)。

今回の改正では、ますます勤労範囲の調整が難しくなったイメージがありますが、これまでの所得税の扶養範囲が狭く、社会保険の扶養範囲が大きかったのが逆転し、また金額が 106 万円と 150 万円になったということで覚えて頂ければと思います。

(文章担当：高松・吉田)

～頭の体操なぞなぞコーナー～

今月のなぞなぞを出題します。解答は、次月のなごみ便りに掲載いたしますので是非挑戦してみてください！

Q. 「さんかく」なのに「しかく」なものはなに？

先月の Q. リカちゃんの後継者としてあとを継いだのは、誰もが「まさか！」と驚く日本昔話の主人公でした。さて、それは誰？

先月の答え. 金太郎(まさか、リカ継いだ！金太郎)